

## 高野七口再生保存会 規約

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、高野七口再生保存会という。

(所在地)

第 2 条 この会の所在地は和歌山県橋本市高野口町名倉214番地（池田和夫宅）とする。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この会は、高野山から周辺地域に放射状に伸び、全国から多くの参詣者が歩いて登山した高野参詣道（以下「高野七口」という。）を再生させ、誰もが歩行可能な参詣道の復活に寄与するとともに、沿道の自然・文化・伝統を地域の財産として保存、活用することにより高野七口を後世に良好な形で伝え遺していくことを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化又は芸術の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動

(事業)

第 5 条 この会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高野七口の道しるべの設置及び環境整備事業
- (2) 高野七口に関する調査・研究及び情報提供事業
- (3) 前各号に掲げる事業に付随する事業

### 第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むこととする。

2 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、役員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

(除名)

第 10 条 会員がつぎのいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第 4 章 役員及び職員等

(種別及び定員)

第 12 条 この会には次の役員を置く。

- (1) 運営委員 5 人以上 15 人以内
- (2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 運営委員のうち、1 人を会長、1 人以上 3 人以内を副会長とする。

(選任等)

第 13 条 運営委員及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、運営委員の互選とする。
- 3 監事は、運営委員を兼ねることはできない。

(職務)

第 14 条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定め及び総会並びに運営委員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 運営委員の業務執行の状況若しくはこの会の財産の状況について、会長に意見を述べ、必要な場合は運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の前任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで役員の前任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会に出席した過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(報酬等)

第 17 条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 18 条 この会に、事務局長を置く。又その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

(顧問及び参与)

第 19 条 この会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は学識経験者又はこの会に功労のあったもののうちから、運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問はこの会の活動に関して、会長の諮問に対して意見を述べる。

4 参与はこの会の事業に関して、会長が意見を必要としたとき、それに応えて助言をする。

5 顧問及び参与の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) 役員の選任及び解任

(6) 解散する場合の残余財産の処分

(7) 運営委員会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この規約の規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各会員の表決権は、会費の口数にかかわらず1人1票とする。

2 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号、第50条、第51条第2項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 運営委員会

(構成)

第 30 条 運営委員会は運営委員をもつて構成する。

2 監事は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 運営委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 役員の報酬及び職務
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他この法人の運営に関し必要な事項

(開催)

第 32 条 運営委員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックス、電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 運営委員会の議長は会長がこれにあたる。ただし第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定により運営委員会が開かれた場合は、出席委員の互選によるものとする。

(定足数)

第 35 条 運営委員会は委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 運営委員会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した委員の 4 分の 3 以上の同意があればこの限りではない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は簡易な事項又は緊急を要する事項については、運営委員が書面又はファックス、電子メールにより賛否を示すことによって運営委員会の議決に代えることができる。

(表決権等)

第 37 条 各運営委員の表決権は、1 人 1 票とする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決委任者がある場合は、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した運営委員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、運営委員会の議決による。

(会計の原則)

第41条 この会の会計は、別に定める会計規則に従って行うものとする。

(会計規則)

第42条 この会の会計に関する規則は運営委員会がこれを定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、運営委員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 50 条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数決による議決を経なければならない。

(解散)

第 51 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第 1 号の事由によりこの会が解散するときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この会が解散(合併による解散を除く。)したときに残存する財産は、この会と同様の目的を持つ会に譲渡するものとする。譲渡先の選定は総会の議決による。

(合併)

第 53 条 この会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 54 条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

(設立年月日)

第 55 条 本会の設立年月日は平成25年6月29日とする。

(規約施行日)

第 56 条 本会則は平成25年6月29日より施行する。

#### 附則

- 1 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 3 この会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	入会金	2千円	会費	一口	3千円
	団体	入会金	2千円	会費	一口	5千円
賛助会員	個人	入会金	0円	会費	一口	1千円
	団体	入会金	0円	会費	一口	2千円